

(仮称) 三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書 に対する福井県知事意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

(仮称) 三十三間山風力発電事業の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）における事業計画は、三十三間山の山頂付近を含む稜線上に6, 100キロワットの風力発電機を17基配置するとしている。

当該事業計画は、環境影響評価法の趣旨に反し、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）以降、環境面に配慮した対象事業実施区域の絞り込みは行われず、かつ風力発電機の設置基数を増加する可能性を含めた計画に変更し、環境への配慮は、むしろ後退している。

また、配慮書の知事意見において、「想定する区域を管轄する若狭町長の意見を十分に認識の上、対象事業実施区域の精査、方法書作成に当たっては具体的な事業計画をもとに関係自治体や地域住民の意見を広く聴取等」を求めたところである。しかしながら、当該事業計画は、若狭町長が指摘した「三十三間山は地元住民に敬われる尊い山」への配慮がなされたとは言い難く、また83通173件の方法書住民意見には、「古くから慣れ親しんだ三十三間山に風力発電機が並ぶ風景は地元住民にとって耐えられない。」といった内容が多く含まれており、方法書作成に当たって地域住民の意見を広く聴取されたとは必ずしも言えない。

さらに、福井県環境基本計画（令和5年3月改定）においては、「再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくためには、安全性の確保や適正な立地を前提として、地域住民との適切なコミュニケーションを図り、理解を得ていくことが重要」としているが、若狭町長から事業に賛成できないという意見が提出され、現状において事業に対する理解は得られていない。

これらのことから、当該事業計画は是認できるものではなく、今後の環境影響評価手続を実施する場合には、対象事業実施区域の変更や基数の削減など当該事業計画を抜本的に見直し、具体的な事業計画をもとに関係自治体の理解を得た上で、方法書に記載されている調査、予測および評価の方法の妥当性を改めて検証し、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

特に、事業計画の見直しに当たっては、以下の地域特性等を十分考慮すること。

- ① 対象事業実施区域およびその周辺は、風衝低木群落やブナ林など自然度の高い植生や水源かん養保安林が存在するとともに、希少猛禽類であるクマタカのつがいが複数確認されている自然環境が豊かな地域であること。

② 三十三間山は、歴史的・文化的に地域住民から大切にされるとともに、県内外から多くの登山者が訪れる場であること。

③ 対象事業実施区域には、土砂流出を抑制する治山事業の対象地域が存在するとともに、砂防指定地や山腹崩壊危険地域が含まれる土砂流出に対して脆弱な地形が分布すること。特に、近年は記録的短時間大雨情報が全国的に頻繁しており、地形の改変や森林の伐採による濁水の発生や土砂流出が懸念されること。

なお、見直した事業計画に基づく環境影響評価の結果、重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、事業の取りやめを含めた更なる事業計画の見直しが必要である。

1 環境影響評価の項目について

工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響について対象項目とするよう検討すること。

2 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について

(1) 対象事業実施区域の周辺では、送電幹線改良工事が実施されているため、過小な予測および評価とならないよう、調査の時期および地点を設定すること。

(2) 水の濁りについては、土砂流出に係るぜい弱性を踏まえた取付道路等を含む施設の配置や構造および土砂流出防止措置などの事業計画や水道用水の取水施設の存在を考慮し、地形改変および施設の存在を影響要因に加えること。

また、同区域およびその周辺の河川水は、漁業利用や農業用水としての利水も行われていることから、水の濁りに係る調査および予測に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえ、調査等の地点や予測条件を選定するとともに、降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと。

(3) 動物（鳥類およびコウモリ）に係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聴取し、その意見を反映すること。

希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価について、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集、活用するとともに、次の事項に特に留意すること。

① 希少猛禽類

観察時間は季節に応じて設定するとともに、調査期間中に繁殖が確認されなかった場合は、専門家等の意見を聴取し、必要に応じて調査期間を延長すること。

予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握した上で、行うこと。

調査範囲の周縁において、クマタカの営巣やイヌワシの飛翔が確認された場合は、行動圏の内部構造を適切に解析できるよう、調査範囲を拡大すること。

特に、クマタカの予測および評価に当たっては、「風力発電におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和5年3月）を参照すること。

② 渡り鳥

猛禽類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間にレーダー調査を実施し、風車のブレード回転範囲内外を通過する鳥類の実態を把握すること。

また、降雨や風向・風速等の気象条件によって、渡りルートが変わることから、それら複数の条件を含むように調査日を設定すること。

定点観察調査については、対象事業実施区域の全域が把握できるよう、定点観察調査の地点を見直すとともに、調査員の能力が調査精度を大きく左右するため、熟達調査員を複数名配置するなど十分な調査体制とすること。

- (4) 動物、植物および生態系について、調査の詳細については、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。

また、源流域の沢や止水域を主要な生息環境とする希少な動物について、最新の知見を踏まえ、調査を行い、土砂の流出等による影響について、予測および評価を行うこと。

- (5) 植物の調査については、早春に開花する種に配慮し、調査頻度を増やすこと。

また、シカによる食害の影響を受けている地域であることを十分考慮すること。

特に、文献調査で自然度の高い植生となっている範囲を改変する事業計画を検討する場合には、複数の専門家および関係機関で構成する検討会において、調査、予測および評価の妥当性の検証を行うこと。また、その検証結果を準備書に記載すること。

さらに、自然環境を改変する場所については、外来植物の侵入状況の把握およびその対策の方法について、準備書に記載すること。

- (6) 景観の調査に当たっては、関係機関および地域住民等に聴き取り調査を行うなど、広く情報を収集すること。

また、眺望点として、重要伝統的建造物群保存地区および福井ふるさと百景等に指定されている熊川宿を追加すること。

眺望の確認を行う際は、季節、時間を変えたフォトモンタージュを行うこと。その際、風力発電機に加え、施工による森林伐採や取付道路の設置についても考慮するとともに、撮影ポイントを広角的にとらえた写真による評価を行うこと。

その評価に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省・平成25年）を参照すること。

三十三間山については、アンケート調査等を実施し、文化的、歴史的な景観の価値認識の変化について予測、評価すること。

- (7) 人と自然との触れ合いの活動の場の調査に当たっては、対象事業実施区域内に三十三間山が存在することから、関係機関や地域住民および利用者から広く情報を収集すること。

3 環境保全措置の検討について

- (1) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (2) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または構造などの事業計画の更なる検討に当たっては、環境影響が回避または極力低減されるよう、次の事項に留意すること。
- ① 希少な動植物の生息・生育地、水源かん養保安林および水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変を極力回避すること。特に、自然度の高い植生の分布範囲は周囲を含めて改変を回避すること。
 - ② 風力発電機の配置については、ブレード回転範囲とクマタカの営巣中心域や別ペアに対する排他的な行動が確認される高利用域の境界が重複しないよう、検討すること。
 - ③ 盛土部は土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることから、盛土の範囲をできるだけ削減し、発生する残土については、対象事業実施区域外での処分を優先して検討すること。

- (3) 環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。

4 環境影響評価準備書の作成について

- (1) 本事業における風力発電機の位置、出力、基数等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。

また、事業計画および環境保全措置の検討経緯およびその内容を具体的に記載すること。

- (2) 調査および予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。

- (3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。

なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。

- (4) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。

- (5) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、複数の縦覧場所を設け、日時を変えて住民説明会を複数回開催するなど、その周知等に努めること。

- (6) 環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、図書の公開に努めること。